
反社会的行動を示した知的障害者への支援⁽¹⁾ — 被虐待体験との関連についての予備的調査 —

Support for the People with Intellectual Disabilities who had some Antisocial Behavior
- Preliminary Research on the Relationship between Maltreatment and Antisocial Behavior -

本多 隆司

Takashi HONDA

本稿では、反社会的行動を示す知的障害者の地域生活支援を効果的に行うことの目的とし、大阪府知的障害者サポートセンターで取り扱った事例について、被虐待体験との関連について予備的に調査した結果を報告した。その結果、反社会的行動は単発ではなく、複数回繰り返された事例、また複数種の問題行動を示す事例が多かった。また、被虐待体験もまた、長期にわたり繰り返されること、複数種の虐待にさらされることが示された。反社会的行動を示した知的障害者のうち被虐待体験のある者では、相対的に、不適切養育が多いこと、対人間を対象とした暴力や性的問題行動が多い傾向にあった。

キーワード：知的障害者、反社会的行動、被虐待体験、不適切養育、知的障害者更生相談所

(種智院大学・助教授)

1. はじめに

知的障害者更生相談所は知的障害者福祉に関する専門的機関として知的障害者福祉法第12条に規定されている。法においては、市町村相互間の連絡及び調整や情報の提供、広域的な見地からの実情の把握、知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの、18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定等を実施するものとして各都道府県に設置が義務付けられている。

実際の業務内容を例示すれば、以下のようである。

- ① 相談・判定 —— 療育手帳相談、生活相談、教育・進路相談、就労相談、
自立支援法関連相談、その他
- ② 継続支援 —— グループ支援（本人活動の会）、グループ支援（小集団支援）
個別支援
- ③ 専門的技術支援 — 市町村・区知的障害福祉担当職員研修、知的障害者福祉関
係機関職員への研修
- ④ 連絡・調整 —— ケア会議や各種連絡調整会議への参画、施設利用調整会議
- ⑤ 広報・啓発 —— 情報・資料の収集及び展示、関係機関研修への講師派遣協
力、機関紙・紀要・業務概要などの作成

施設から地域へという流れのなかで、地域生活支援は現在の知的障害者福祉の中核であり、その充実のために上記のようなさまざまな実践が行われている。こうしたなかにあって、暴力、粗暴行為、窃盗、性的加害など反社会的行動を示す知的障害者の地域生活支援について検討し、支援のプログラムや体制を充実するため、平成17年度より大阪府知的障害者サポートセンター（大阪府知的障害者更生相談所）において検討会が発足し、18年度より堺市障害者更生相談所との合同検討会として実施してきた。この検討会での議論や知見をもとに本論を進める。

反社会的な行動については、これまで虐待との関連についての報告がみられるが、我々の実践や検討においても、知的障害という障害特性だけでなく、被虐待体験との関連が強いのではないか。とりわけ幼児期や学童期から不適切な養育環境下で生活してきた者が多く、その結果被虐待体験が反社会的行動を示す知的障害者の地域生活に對して阻害要因となっているのではないかと考えた。

そこで反社会的行動を示す知的障害者の地域生活支援を効果的に行うことの目的とし、大阪府知的障害者サポートセンターで取り扱った事例について検討をすすめた。今回は、大阪府知的障害者サポートセンターで実際に面接・判定を行った事例のうち351件について被虐待体験との関連について予備的に調査した結果を報告する。⁽²⁾

2. 先行研究の概観

(1) 障害者（児）の被虐待体験

障害者（児）に対する虐待については、事業所や社会福祉施設などにおける著しい人権侵害が報告されている。報道されないであろう経済的侵害事例も多数であろうと想定される。しかしながら、全体としての把握は十分にはできない。

下泉ら（1997）は、平成5年に栃木県内の相談機関、関連行政部門、保育所、幼稚

園、医療機関等を実態調査したところ、児童虐待のあった 93 例のうち 12%に知的障害が認められるとし、栃木県の療育手帳所持者は 18 歳未満人口の 0.38%であることと比較して、知的障害児は明らかに虐待を受けやすいと報告している。

障害児虐待について、細川ら（2001）は、平成 12 年度全国の児童相談所が取り扱った虐待相談件数 13,983 件を調査した結果、障害児が被虐待児であった事例は 1,008 件で全体の 7.2%であったが、人口学的データに基づく推計では、児童全体（障害の有無に関わらない）では 1,000 人あたり 0.6 ～ 0.7 人⁽³⁾であるが、障害児では 5.4 人～ 7.0 人と高いことが示された。

また、障害のある被虐待児のうち知的障害児は 788 人（78.2 %）と最も多く、身体障害児の約 5 倍であった。相対的な発生の頻度は就学前にはやや低く、小学生と高校生の階層で高くなること、身体的虐待の割合が低く、ネグレクトの割合が高いのが特徴であると指摘している。この研究において、広範性発達障害、注意欠陥多動性障害などいわゆる（軽度）発達障害児への虐待についても言及されているが、後に田中（2005）、遠藤ら（2006）などにおいても検討がなされている。

（2）被虐待体験と非行・反社会的行動との関連

虐待と非行の関連については実証的な研究が蓄積されつつあるなか、被虐待体験は非行の直接の原因とはいえないまでも、密接な関連があると指摘されている。それらは大まかに被虐待体験に軸をおいたものと非行により焦点づけられたものに分けられる。

宮本（2005）では、虐待が子どもの行動・精神面に与える影響、特に被虐待と反社会的行動との関連について包括的に検討され、被虐待体験のある子どものうち成人期までに 50%が軽犯罪に、20 %が暴力的犯罪を示しやすいとし、逆に反社会的行動を示した者のうち非行・軽犯罪では 30 ～ 40 %、暴力犯罪では 50 ～ 70 %に被虐待体験があるとしている。

被虐待体験と非行や反社会的行動との関連で、吉田ら（2002）は身体的虐待を中心とした国内外の論文を展望したなかで、被虐待児の言語機能の低さなど認知機能の領域、自尊心の低さなどの自己概念形成の領域や、攻撃的行動などの衝動制御の発達の領域、同世代との交流不全などの社会的コンピテンスの領域、およびアタッチメントの障害などの領域におけるさまざまな心理的発達の偏りが報告されているとした。

さらに、身体的虐待を受けた子どもは、幅広い臨床レベルでの行動上の問題と関連があり、中でも攻撃性・攻撃的行動との関連は大きな問題であるとしたうえで、攻撃

的行動へと発展する過程をなかだちする要因として、子どもの社会的ネットワーク形成の障害と、子どもが物ことを認知しそれに対する情動を調整していく能力の不十分さを指摘した。

伊東ら(2005)は、東京都児童相談センターにおける児童養護施設入所した被虐待児63名の追跡調査では、攻撃性、反社会的行動、自傷行為はむしろ家族から分離された安全な生活のなかで出現することが多いとしている。攻撃性は、家族との分離前の出現頻度は27%であったが、分離後は40%に上昇している。同様に、反社会的行動は20%から32%へ、自傷行為は6%から17%へとそれぞれ上昇している。さらに、調査の追跡年数が長くなり子どもの年齢が上がるほど、この攻撃性・自傷行為の出現頻度は高くなるとしている。

小林(1996)は、児童虐待を受けたものと被虐待経験のないこと以外ほぼ同じ対照群を追跡調査したWidom,C.Sの研究を紹介し、前者と後者を比較して成人前、成人後の両方で逮捕される率が高く、暴力犯罪が多いとした。また、性犯罪では性的虐待、身体的虐待、ネグレクトの被虐待経験のあるほうが高率であるという。同時に、虐待を受けた者の大部分は犯罪や非行を行わないことが示されており、決して被虐待体験が被害者を非行少年や犯罪者へと絶対的に運命づけるものではないことが理解できるとしている。

(3) 非行・反社会的行動と被虐待体験

齊藤(1998)は事例を中心とした検討を、また佐藤(1998)は類型化を行っている。橋本(2004)は類型化しつつ非行と虐待の関係について再検討を試みている。

数量的把握について、非行(児・少年)における被虐待体験に関し、平成12年(2000)児童自立支援施設である国立武蔵野学院から全国の児童自立支援施設入所児童の48.7%に被虐待体験があったとの報告がなされている。⁽⁴⁾

統制群と非行群との比較が内山(2005)では検討された。平成12年9月1日から同年10月31日の間に、警察で検挙・補導・保護された少年782名(男531名、女251名)を非行群とし、これに対し被虐待体験を自己申告法により尋ねた。統制群として東京都内公立校高校生209名を調査し両者を比較した。

その結果、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待(女子のみ)のいずれにおいても、非行少年の被虐待体験は相対的に高かった。さらに、非行少年では、約8割に何らかの虐待を受けており、虐待を受けている少年の約3分の2は1種類だけではなく複数の虐待を受けている。非行様態別に見ると、男子の凶悪・粗暴犯と薬事犯、女子の福祉犯被害者(児童買春児童ポルノ法・青少年保護育成条例・児童福祉法の被

害少年)と薬事犯に被虐待体験が多かった。

同様に、松浦(2005)は非行化の要因とメカニズムを検討するなかで、Adverse Childhood Experiences 質問紙を用いて、少年院生 345 名と一般高校生 211 名を比較した。「くり返し身体的な暴力を受けていた。(なぐられる、けられるなど)」という身体的虐待に相当する質問に対する該当者数では、少年院生は一般高校生の約 20 倍、心理的虐待は 12 倍であった。こうしたストレスフルなライフイベント、被虐待体験の累積度も著しく高かった。

全国の児童相談所で非行相談を調査した犬塚ら(2006)は、対象となった児童 11,555 人のうち、離婚や別居など養育者の変更を経験した 5,406 人のうち 33.4% に被虐待体験があったと報告している。

(4) 障害と非行・反社会的行動の関係

「矯正統計年報」(法務省)において、新受刑者の 22%(平成 16 年度)は IQ69 以下と示されている。⁽⁵⁾しかし、この分野に関してのアプローチは少ないが、最近、刑事弁護に関しマニュアルが発刊された。⁽⁶⁾

広範性発達障害、注意欠陥多動性障害などいわゆる(軽度)発達障害については検討が行われている。例えば、十一(2004)、杉山(2006)など。特に少年院等を中心とした多彩な研究や実践が行われている。竹田(2003)、細井(2004)、品川(2005)、松浦(2005、前掲書)、松浦ら(2006)など。

これらの研究や報告結果からみて、被虐待体験と非行や反社会的行動と密接な関連があり、非行や反社会的行動のある者においては被虐待体験が高率でみられ、反社会的行動発現の重要なリスクファクターといえる。

しかしながら、障害児・者への支援という観点から、非行や反社会的行動へのアプローチへの被虐待体験に関する検討は十分とは言い難い状況にあるところから、本検討会において調査、検討を行った。

3. 手続き

(1) 調査対象

平成 17 年にセンターで面接・判定を行った事例 1,373 名のうち 351 名を対象とした。

(2) 方法

調査対象となった各事例の面接記録や心理判定記録から、本人の性別、障害程度、生活状況などの基礎的情報、反社会的行動の有無、内容やその時期、被虐待歴の有無、その種別や内容および時期や期間などについて、大阪府知的障害者サポートセンター・堺市障害者更生相談所合同検討会で読み取り調査を実施した。

ここでいう反社会的行動とは文字通り社会規範から逸脱した行動であり、暴力、粗暴、窃盗、性的問題行動、放火、薬物使用、恐喝等と分類した。しかし、これらは法律等による分類とは異なる。人間への暴力行為を暴力とし、対物や対動物を粗暴とし、加害行為の対象により分類した。性的問題行動は単にわいせつ行為などの性加害だけでなく、例えば窃盗に分類される下着盗のように性的な色彩の濃いものも含んでいる。放火はいわゆる放火だけでなく、重大な被害をもたらす火遊び、弄火等も含んでいる。

虐待については、通常、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待であるが、今回の調査ではネグレクトについては、法律^(*)で示されているように保護者、あるいは養護者等が監護や養護を著しく怠たり、意図のあるいは積極的に行わない場合だけでなく、知識不足や理解不足により本人の能力や障害の特性を理解できず適切で必要な関わりが出来ないために、過大なストレスを与えるなどの状況をも含め、新たに不適切養育として分類した。

さらに、知的障害者更生相談所が成人を対象にしていることもふまえ、被虐待の時期を拡張し、経済的虐待といじめを加え、権利侵害の視点から広く捉えた。

調査では、反社会的行動、被虐待とともに、種類が違うごとに、また時期が違うごとにカウントした。

4. 結果

(1) 性別、障害程度、年齢の分布について

障害程度	事例数	構成比
重 度	58	35.4%
中 度	56	34.1%
軽 度	47	28.7%
非該当	3	1.8%
計	164	

表1 障害程度別

対象となった351事例のうち、反社会的行動、あるいは被虐待体験のあったもの、及び自閉性障害（疑われたもの）^(*)のいずれかに該当したケースは164事例であった。男性97名(59.1%)、女性67名(40.9%)であった。障害程度は、重度35.4%、中度34.1%、軽度28.7%、非該当1.8%である。（表1）年齢は17～74歳で平均年齢は34.5歳である。

(2) 反社会的行動について

反社会的行動を示した事例は調査対象 351 事例中 60 事例 (17.1 %) であった。複数種類の反社会的行動を示すものが あり (実事例数)、またある反社会的行動を数回にわたり返す事例もあった。

(延べ件数) 総延べ件数は 164 件である。

その内訳は、暴力が最も多く (32.3 %)、ついで窃盗 20.1 %、粗暴 16.58 %、性

種類	延べ件数	構成比	実事例数
暴力	53	32.3 %	28
窃盗	33	20.1 %	22
粗暴	27	16.5 %	20
性的問題行動	26	15.9 %	12
放火	9	5.5 %	6
薬物	6	3.7 %	3
恐喝	3	1.8 %	2
強盗	2	1.2 %	2
侵入	2	1.2 %	2
詐欺	1	0.6 %	1
他	2	1.2 %	1
計	164	100 %	99

表2 反社会的行動別

的問題行動 15.9 % であり、以下、放火、薬物使用、恐喝、住宅侵入等と続く。(表2) 単一種類の反社会的行動が単発で出現する事例もあるが、反社会的行動が繰り返され、また長期に及ぶ事例がよく見られた。

実件数に比べ延べ件数が多いのは、暴力と性的問題行動であり、同一事例でくり返されることが多いことが示される。女性への強い性的関心を示し下着盗などの性的問題行動が見られ、その後粗暴や暴力へと変化し、複数回にわたる事例もあった。

(3) 被虐待体験について

被虐待体験のあるケースは調査対象 351 事例のうち 104 事例 (29.6 %) であった。反社会的行動同様、被虐待体験においても一事例に複数種類あるものが多く、また同一

種類	延べ件数	構成比	事例数
いじめ	70	41.1 %	48
身体的虐待	34	20.0 %	29
不適切養育	33	19.4 %	29
経済的虐待	17	10.0 %	11
性的虐待	10	5.9 %	9
心理的虐待	6	3.5 %	5
延べ件数	170	100 %	131

表3 被虐待体験別

種類の被虐待体験がある事例が多く、延べ件数は 170 件であった。

その内訳は、いじめ 41.1 %、身体的虐待 20.0 %、不適切養育 19.4 %、経済的虐待 10.0 %、性的虐待 5.9 %、心理的虐待 3.5 % である。(表3) 虐待は幼児期からみられ学齢期にピークとなるが、事例によっては成人期以降も経済的虐待など被害を受ける事例がいくつか見られた。

いじめが相対的に実事例数に比べて延べ件数が多いのは、例えば小学校、中学校、成人期（例えば、就労期間）と時期を変えて出現することがあるからである。虐待は繰り返され長期に及ぶ。

(4) 反社会的行動と被虐待の関連

種類	延べ件数	構成比
不適切養育	18	34.6%
いじめ	14	26.9%
身体的虐待	11	21.2%
性的虐待	5	9.6%
心理的虐待	3	5.8%
経済的虐待	1	1.9%
計	52	100.0%

表4 被虐待体験があり反社会的行動を示した事例の虐待種類別

被虐待体験がありかつ反社会的行動を示した事例群は、調査対象 351 例中 35 事例 9.9 % であった。延べ件数でみると虐待種別では不適切養育が最も多かった。（表4）虐待の発生時期では、時期不明の件数も多いが、幼児期から始まる事例は 18 件中 5 件見られたが、学齢期にかけてもみられ、不適切養育が成人期以前の広範な時期に発生し、また長期化しやすいことを示していると思われる。（表5）いじめの事例も多いが、いじめ単独では少なく、身体的虐待、性的虐待等をあわせている事例があった。

	乳児期	幼児期	小学校	中学校	高校	高卒後	就労後	不明	計
不適切養育	2	3	3	2	1			7	18
	6	2		2	1		2	2	15
身体的虐待		3	3	1			2	2	11
	1	4	2	5	2		5	4	23
いじめ		1	3	7			2	1	14
		1	23	17	2	2	9	2	56

表5 不適切養育、身体的虐待、いじめの発生時期比較（延べ件数）

上段：被虐待体験があり反社会的行動を示した延べ事例数 下段：被虐待体験のみの延べ事例数

反社会的行動についてみると、実事例数 35 であるが、延べ事例数は 101 と多く、事例による多寡はあるがくり返されることを示しているといえよう。

行動の種類では、暴力が最も多く、次いで窃盗、粗暴、性的問題行動と続く。全体との構成比で比較すると、暴力の高さが顕著である。反社会的行動を示した全事例では 32.3% であったが、被虐待体験があり反社会的行動を示した事例では 36.6% であった。また、暴力、性的問題行動では実件数と延べ件数との差が大きい。

種類	延べ件数	構成比
暴力	37	36.6%
窃盗	20	19.8%
粗暴	16	15.8%
性的問題行動	16	15.8%
放火	3	3.0%
恐喝	3	3.0%
薬物	2	2.0%
強盗	2	2.0%
侵入	0	0.0%
詐欺	0	0.0%
他	2	2.0%
計	101	100.0%

表6 被虐待体験があり反社会的行動を示した

事例の反社会的行動別

		暴力	窃盗	粗暴	性的問題	恐喝	強盗	放火	薬物
被虐待体験があり 反社会的問題行動 を示した事例群	実件数	18	15	12	9	2	2	2	2
		29.0%	24.2%	19.4%	14.5%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
反社会的問題行動 のみ事例群	実件数	37	20	16	16	3	2	3	2
		37.0%	20.0%	16.0%	16.0%	3.0%	2.0%	3.0%	2.0%
反社会的問題行動 のみ事例群	実件数	10	7	8	3	0	0	4	1
		27.8%	19.4%	22.2%	8.3%	0.0%	0.0%	11.1%	2.8%
	延件数	16	13	11	10	0	0	6	4
		25.4%	20.6%	17.5%	15.9%	0.0%	0.0%	9.5%	6.3%

表7 反社会的行動別の被虐待体験の有無の比較

実件数の構成比について、被虐待体験のある事例群とない事例群を比べると、粗暴では逆転するものの、被虐待体験のある事例群の方が人間を対象とした行為である暴力、性的問題行動では高かった。また、被虐待体験のある事例群では複数の問題行動を示す事例が多かった。

5. 考察

反社会的行動は単発ではなく、複数回繰り返された事例、また2種類以上の問題行動を起こす事例が多いことが示された。発生時期に応じた適切な介入や支援がなされなかつたことが原因して、一層長期化複雑化したと思われる。被虐待体験もまた、長期にわたり繰り返されること、複数種の虐待にさらされることが示された。反社会的行動を示した知的障害者のうち被虐待体験のある者では、相対的に、不適切養育が多いこと、対人間を対象とした暴力や性的問題行動が多い傾向にあることなどが示された。

一方で被虐待体験があっても反社会的行動のない者もあり、被虐待体験はないが反社会的行動を示す者もいるもいるため一律に一般化することはできないが、被虐待体験と反社会的行動の関係について検討する。

乳幼児期の被虐待体験により身近な養育者との安定した愛着関係が築かれにくくことに起因して、他者への信頼感の獲得や共感性の発達が困難になり、社会的状況の認知や対人認知の歪みをもたらすことが考えられる。その結果、被害的感情、自己不全感、他者への失望感などを契機に、攻撃的な感情の発生や反社会的行動の選択にいたつと思われる。

伊東ら（2005 前掲書）は外傷体験による覚醒亢進の状態があると、恐怖に遭遇した時の状況判断をゆがめてしまい、何らかの刺激で以前の体験の記憶が想起されると強烈な恐怖や怒り、悲しみなど耐えがたい感情が噴出し、攻撃的行動に至るのではないかとしているが、今回の事例のなかにはフラッシュバックではないかと思われる記録もあり、被虐待体験が直接の契機となっていることも考えられる。また、強いストレスが子どもの将来への感覚を鈍らせ、先が予測できないという無力感を回避するために無謀にも状況をコントロールしようとする試みが逸脱行動へ発展してしまうのではないか、との伊東ら（2005 前掲書）の指摘は確認できなかったが、社会に対する有能感や有効性の奪還に対する動機付けという行動理解は被虐待体験と反社会的行動の結びつきを考えるうえで一つの示唆であると思われる。

不適切養育など被虐待体験はまた、結果として社会的に孤立した状態をもたらし、知的障害者の社会生活経験を狭め、そのスキルの獲得や進展を阻害する可能性が高い。社会的に適切な生活モデルを得難いこと、また住み慣れた地域社会での日常的な生活が体験できず、あるいは誰でも経験してきたであろう生活体験の機会を得られず、その結果、知的障害者の地域生活を一層困難なものとした。

反社会的行動は複数回繰り返され、また複数種の行動がみられることが多いと指摘

したが、こうした課題に対してこれまで有効な支援プログラムを持たなかつたことによる結果であろう。反社会的行動を示す知的障害者への支援は、居住支援、就労や日中活動支援など、現在さまざまに実践されている地域生活支援だけでなく、被虐待体験の阻害要因である心理的社会的影響を修正し、社会生活上のスキルを獲得できるようなものであるべきである。

6. まとめにかえて

成人期の反社会的行動を示す知的障害者に関する調査から、発達期を中心に繰り返される被虐待体験が、成人後の地域生活を再構築する上で大きな阻害要因となっていることが示された。特に知的障害者にとっては、全てのライフステージにおいてその予防と早期発見が重要である。

水藤（2005）はオーストリアのビクトリア州における触法行為を行った知的障害者への援助の実践を紹介しているが、こうした内外の実践を参考にしつつ、心理・教育的アプローチと地域生活支援を組み合わせた支援プログラムの具体化を検討しているところである。反社会的行動と被虐待体験の関連性の探索を継続し、多要因から分析するなど、その精度を高め、支援プログラムの方向性を検討すると同時に、支援に不可欠なアセスメントの作成、支援技法の習得、支援者・機関のネットワークの形成など包括的に取り組んでいる。

注

- (1) 本稿は、第 53 回小児保健学会における発表「被虐待体験と反社会的行動の関係についての実践的検討～反社会的行動を示す知的障害者への地域生活支援の実践から～」大阪府知的障害者サポートセンター伊庭千恵（現、堺市障害者更生相談所）・竹腰知子、種智院大学本多隆司、をもとにした。
- (2) 現在この調査は、堺市が政令市になったことに伴い、平成 18 年（2006 年）4 月堺市障害者更生相談所が設立されたことから、大阪府知的障害者サポートセンター・堺市障害者更生相談所合同検討会として調査・検討が続けられている。
- (3) 平成 14 年度厚生労働省会議資料によれば、児童人口千対比 1.54（小林研究）と推計されている。
- (4) 全国児童自立支援施設協議会「児童自立支援施設の将来像」（厚生労働省 第 2 回児童自立支援施設のあり方に関する研究会資料）、さらに高橋重宏・庄司順一（編著）（2002）、「子ども虐待 福祉キーワードシリーズ」 中央法規, 158-159. における記述等
- (5) この統計において、少年院、少年鑑別所では 5% となっている。ここでいう IQ は CAPAS（矯正協

会作成)によるもの。

- (6) 大阪弁護士会(編) (2006). 障害者刑事弁護マニュアルー障害者の特性を理解した弁護活動のため
にー エスプランニング
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律第2条3では、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食
又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、とされている。また高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条4ロでは、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ることとされる。消極的ネグレクト、または結果としてのネグレクトと称すべきか。
- (8) 自閉性障害については、調査等が不十分であったため分析等は除外している。

参考文献

- ・遠藤太郎・染矢俊幸(2006). 多動と子ども虐待 そだちの科学, No.6, 67-71.
- ・橋本和明(2004). 虐待と非行臨床 創元社
- ・細川徹・本間博彰(2001). わが国における障害児虐待の実態とその特徴 平成13年度厚生科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業(乳幼児期の虐待防止および育児不安の母親の支援を目的とした母子保健に関する研究 分担研究報告書)
- ・細井保宏(2004). 軽度発達障害の兆候を有する非行少年の鑑別 刑政, Vol.115, No.1 (平成16年1月), 112-124.
- ・法務省(2004). 第106矯正統計年報1・2(平成16年)
- ・犬塚峰子・養和路子・清田晃生・瀬戸屋雄太郎(2006). 児童相談所における非行相談に関する全国調査について(2) 厚生労働科学研究費補助金 こころの健康科学研究事業(児童思春期精神医療・保健・福祉の介入対象としての行為障害の診断及び治療・援助に関する研究 分担研究報告書)
- ・伊東ゆたか・犬塚峰子(2005). 児童虐待・社会的養護の中にある子どもの情緒行動上の問題と予後 犯罪学雑誌, Vol.71, No.6, 183-198.
- ・小林寿一(1996). 犯罪・非行の原因としての児童虐待・米国の研究結果を中心にして一 犯罪と非行, 8, 111-129.
- ・松浦直己(2006). エビデンスからみた非行のリスク・アクターと複合的相互作用・少年院との共同研究の成果から一 こころのりんしょう à la carte, Vol.25, No.2, 255-261.
- ・松浦直己・向井義・渡部淳・永久勲・廣田将和・石井加代子・竹田契一(2006). 第14回大会企画シンポジウム 宇治少年院における生活モデル(Conduct Model)-発達障害に焦点化した矯正教育と教育評価研究- LD研究, Vol.15, No.1, 2-34.

- ・宮本信也(2005). 子ども虐待と反社会的行動（第4 1回日本犯罪学会シンポジウム 子ども虐待） 犯罪学雑誌, Vo.71, No.3, 65-71.
- ・水藤昌彦(2005). オーストリア ビクトリア州における触法行為を犯した知的障害者（ジャステイス・クライアント）への援助 さぽーと, No583(Vol.52, No.8)(2005年8月)
- ・斎藤学(1998). 被虐待児としての神戸の少年Aと彼の連続殺人について アディクションと家族, Vol.15, No.4, 414-426.
- ・佐藤伸一(1998). 非行と心的外傷 アディクションと家族, Vol.15, No.4, 434-444.
- ・下泉秀夫・宮本信也・柳澤正義(1997). 栃木県における小児虐待の実態 日本小児科学会雑誌, Vol.101, No.11, 1588-1595.
- ・品川裕香(2005). 心からのごめんなさいへ 一人ひとりの個性に合わせた教育を導入した少年院の挑戦 中央法規
- ・杉山登志郎(2006). A D H D と行為障害（非行） そだちの科学, No.6, 72-79.
- ・竹田契一(2003). 宇治少年院から学ぶL D ・A D H D 教育 刑政, Vol.114, No.5 (平成15年5月), 32-49.
- ・田中康雄(2005). 発達障害と児童虐待 (Maltreatment) 子どもの虐待とネグレクト, Vol.7, No.3、(December), 304-312.
- ・十一元三(2004). アスペルガー障害と社会行動上の問題 精神科治療学, Vol.19, No.9, 1109-1114.
- ・内山絢子(2005). 非行少年の被虐待体験に関する研究 科学警察研究所報告犯罪行動科学編, Vol.42, No.1, 49-58.
- ・吉田敬子・武井庸郎・山下洋(2002). 精神医学領域における児童虐待に関する多元的評価の意義・被虐待児とその養育者への適切な心理社会的介入のために一 児童精神医学とその近接領域, Vol.43, No.5, 498-525.